

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。

なお、本件に係る契約の締結は、世田谷区の令和7年度予算が成立し、本件に係る予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年10月21日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区立桜丘農業公園等管理運営業務委託

(2) 履行場所

名称：区立桜丘農業公園 世田谷区桜丘四丁目19番10号

面積：3265.70㎡（内、圃場面積約900㎡）

(3) 事業目的

区では、都市農地減少の抑制のため、農地保全の対応策を「世田谷区農地保全方針」としてまとめ、平成21年10月に策定した。

方針では、生産緑地および宅地化農地、屋敷林が一堂で存する地区を農地保全重点地区に指定、従来通り生産緑地制度により農地を保全するとともに、地区ごとの特性に応じた農地等の保全策を講じたうえで、農業振興等拠点の整備を図っている。本件地は桜丘農地保全重点地区内の農地等を都市計画公園として指定した区域内であり、区が用地を取得、農業振興等の拠点機能として活用するものである。

本件地は令和4年から桜丘農業広場として暫定利用を行っている。本件事業は、令和7年度に新たに公園として開園する桜丘農業公園において、区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的として、桜丘農業公園の圃場管理及びにぎわいづくりを行うものである。

(4) 業務内容

桜丘農業公園の維持管理業務及び地域住民を含めたすべての区民を対象とする農業体験イベント等の企画・運営業務を行う。

① 公園施設維持管理業務

日常管理作業（門扉開閉、園内の巡回点検、簡易清掃、園内のごみ処理等）

定期管理作業（施設の定期清掃、設備点検、除草及び樹木等の手入れ等）

② 圃場管理等業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤・灌水等、作業日誌の作成、農機具倉庫内の物品管理・整理等

・ 圃場の管理及び農業イベント運営等に農業に関する専門知識を有する者を従事させること。

・ 作業を行う場合もボランティア等を募り、区民等、幅広く携われる運営とすること。

- ・ 農作物は特定の利用者に提供することではなく、体験イベント等の余剰野菜は可能な限り子ども食堂などに配布するなどの対応とすること。
- ③ 地域住民との関わりによる管理運営
イベント参加者や保育園等の活動支援や日常的に農に触れあえる機会の創出等
- ④ 農業体験イベントの企画・運営
 - ・ 農業体験イベント
桜丘地区の『農』を、広く地域内外に知ってもらうための単発型イベント（植え付け、栽培管理、収穫体験等）を実施すること。20～80人程度の来場数の1～2時間程度のイベントを年10回以上実施。講師は、可能な限り地域の農家・農業者等とすること。
 - ・ 募集に関する事務
ホームページ又は募集用チラシの配布等による募集、抽選、利用説明等
- ⑤ 公園の広報及び要望対応
要望・苦情への可能な限り丁寧な対応を心がけること。また、桜丘農業公園を区民に広くPRし、多くの区民が公園の活動に参加できるための広報活動を行うこと。
- ⑥ 農業公園の魅力アップに関する業務
公園利用者の増加につながる魅力づくりの提案及び実施
農業体験イベント以外でも地域の方々が公園を利用し、様々な世代が交流できる場となるよう公園の魅力アップにつながるもの
(子ども食堂との連携、堆肥づくり、みどりのトンネル、トラクター等の展示イベント、土のふれあいエリア、作物の説明看板などその他受託者の提案によるもの)
- ⑦ 農業公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

(5) 履行期間（予定）

令和7年4月1日から令和10年3月31日

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次に掲げる書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを認められた者であること。
 - ① 「登記事項証明書」 1部
 - ② 「法人に関する書類（定款等）」 1部
 - ③ 「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」 1部
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、

同条第2項による措置を受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (5) 本条第4号に掲げる者から委託を受けていない者。
- (6) 東京都又は近隣8県（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。
- (7) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会構成員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制
- (2) 業務内容に対する理解度
- (3) 業務内容に対する企画提案
- (4) 類似施設の管理運営実績
- (5) 見積内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課 担当 久本、秋山

住所 〒158-0094

世田谷区二子玉川分庁舎2階B棟2階（世田谷区玉川-20-1）

TEL 03-6432-7907 FAX 03-6432-7989

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和6年10月21日（月）～11月11日（月）まで

②交付方法及び場所

・世田谷区ホームページよりダウンロード

トップページ → 事業者の方へ → 現在実施中プロポーザル情報
→ 住まい・街づくり・環境

・上記（1）窓口

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和6年11月11日（月）午後5時まで

②提出場所

- ・郵送の場合の提出先

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当 担当：久本、秋山
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

※郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

- ・持参の場合の提出先

上記（1）に同じ

③提出方法

持参又は郵送

（4）提案書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和6年12月23日（月）午後5時まで

②提出場所

上記（1）に同じ

③提出方法

持参に限る

6 その他

- （1）提案書等作成に要する費用は参加者の負担とする。
- （2）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）契約保証金 免除
- （4）契約書作成の要否 要
- （5）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- （6）提案書の提出後に上記2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- （7）関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）と同じ
- （8）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （9）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- （10）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- （11）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- （12）契約金額は、予算の範囲内とする。
- （13）契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と区との協議により最終決定する。
- （14）世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会の構成員は次のとおり。
みどり33推進担当部長 釘宮 洋之

みどり 33 推進担当部公園緑地課長 岸本 隆

みどり 33 推進担当部みどり政策課長 黒岩 さや香

みどり 33 推進担当部公園緑地課施設管理担当係長 渡邊 徹也

みどり 33 推進担当部世田谷公園管理事務所長 小野 宏次

(15) 詳細は説明書による。